

こ成基第 219 号
こ支虐第 365 号
令和 7 年 9 月 25 日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長 〕 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）

平素より、児童福祉行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）については、その施行に向けて、関連法令として、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 337 号）が本日公布され、10 月 1 日（水）から施行される予定です。本政令の詳細につきましては、下記及び別紙資料を御参照ください。

各都道府県御担当者様におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

【別紙資料】

- ・（資料 1）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 官報
- ・（資料 2）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表
- ・（資料 3）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 準用読替表
- ・（資料 4）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 附則読替表

（照会先）

こども家庭庁成育局保育政策課（虐待に関する通報義務等関係）
電話：03-6862-0505 Mail：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp
こども家庭庁成育局成育基盤企画課（地域限定保育士制度関係）
電話：03-6861-0031 Mail：seiikukiban.houreil@cfa.go.jp

1. 改正の趣旨

- 保育人材の確保等に関する体制の整備のため国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するほか、保育士・保育所支援センターの法定化、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）が令和7年4月25日付で公布され、順次施行することとされたところである。

- このうち、地域限定保育士制度の一般制度化及び保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設については、令和7年10月1日から施行することとされている。その施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により委任された事項を児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）において定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

2—1. 地域限定保育士制度の一般制度化に伴う整備

- 1 保育士登録を受けようとする者が、地域限定保育士登録を受けた日から起算して3年を経過し、かつ内閣府令で定める期間以上の期間、業務に従事した者である場合の申請書の提出先を、当該地域限定保育士登録を行った都道府県知事（指定都市の長が当該地域限定保育士登録をした場合にあっては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）とすることとする。

- 2 地域限定保育士登録を受けようとする者は、申請書に、地域限定保育士試験に合格したことを証する書類を添え、当該地域限定保育士試験を行った認定地方公共団体の長（指定地域試験機関が行った地域限定保育士試験を受けた場合にあっては、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定地域試験機関に行わせることとした認定地方公共団体の長）に提出しなければならないこととする。

- 3 認定地方公共団体の長は、地域限定保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから専任しなければならないこととする。

- 4 指定地域試験機関の指定は、内閣府令で定めるところにより、地域試験事務を行おうとする者の申請により行うこととする。また、認定地方公共団体の長は、当該申請が、次の（1）に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときでなけ

れば指定試験機関の指定をしてはならず、当該申請が、(2)に掲げる要件のいずれかに該当するときは、指定をしてはならないこととする。

(1)

- ① 職員、設備、地域試験事務の実施の方法その他の事項についての地域試験事務の実施に関する計画が、地域試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- ② 前号の地域試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ③ 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、地域試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2)

- ① 申請者が、法人以外の者であること。
- ② 申請者が、その行う地域試験事務以外の業務により地域試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- ③ 申請者が、指定試験機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
- ④ 申請者が、指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
- ⑤ 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 都道府県知事又は認定地方公共団体の長の命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

5 認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が上記の4(2)①、②及び⑤のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならないこととする。

6 認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が以下のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

- ① 認定地方公共団体の長による地域限定保育士試験委員の解任命令又は試験事務規程の変更命令若しくは試験事務に関する監督上必要な命令に違反したとき。
- ② 地域限定保育士試験委員に判定事務を行わせる義務又は事業計画及び収支予算の認可を受ける義務に違反したとき。
- ③ 認可を受けた試験事務規程によらないで地域試験事務を行ったとき。
- ④ 指定試験機関の指定を取り消されたとき。
- ⑤ 4(1)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

- ⑥ 地域限定保育士試験委員の選任に係る義務、事業実施報告書及び収支決算書の作成に係る義務並びに地域試験事務の廃止及び休止に係る義務の規定に違反したとき。
- ⑦ 認定地方公共団体の長による指定、認可又は許可の際に付された条件に違反したとき。

7 保育士制度における規定の一部を、地域限定保育士制度に関し準用するとともに、所要の読替えを行う。例えば、地域限定保育士の地域限定保育士登録証の返納について、地域限定保育士登録を取り消された場合のほか、保育士登録証の交付を受けたときについても、地域限定保育士登録証を地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長に返納しなければならないこととする。

8 その他所要の改正を行う。

2—2. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴う整備

1 改正法において、各施設・事業ごとに「所管行政庁」を定義し、当該所管行政庁が各施設・事業において発生した被措置児童等虐待に係る措置を講ずるものとしたところ、所管行政庁のうち、都道府県が処理するものの一部について、指定都市等の事務にすること等に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び児童福祉法施行令において所要の規定の整備を行う。

2 その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- 公布日：令和7年9月25日（木）
- 施行期日：令和7年10月1日（水）※一部の規定については公布日